

## 日常の家事に関する債務の連帯責任 宅建 H29-01-4 《#475》

【問】 正誤をつけよ。

夫婦の一方は、個別に代理権の授権がなくとも、日常家事に関する事項について、他の一方を代理して法律行為をすることができる。

【答え】 正しい

### 《ポイント》 日常の家事に関する債務の連帯責任

夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、**連帯してその責任を負う**。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。（民法 761 条）

※ 日常家事債務についての夫婦相互の代理権を定めた規定（判例）

⇒ 個別に代理権の授権を要しない